

業務指示書

パキスタン国省エネルギー基準及びラベリング制度にかかる戦略策定・推進プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年12月5日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 谷川 智佐子 Tanigawa.Chisako@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年12月10日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：省エネルギー施策／省エネルギーラベリング制度

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

() 若手加点の対象とする。

(○) 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／省エネルギー施策）】

- 1) 類似業務の経験：省エネルギー施策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パキスタン 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 ES&L促進】

- 1) 類似業務の経験：省エネルギー施策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パキスタン 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年12月14日 12時
 - (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
 - (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
 - (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
- 注) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(PKR1 = 0.85072 円, US\$1 = 112.201 円, EUR1 = 127.778 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- () 海外在住・出張等で当HJICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/省エネルギー施策
ES&L促進

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

19.86 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年12月27日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。) 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理(調達管理を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

パキスタン国省エネルギー基準及びラベリング制度にかかる戦略策定・推進プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>(本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。)</small>	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/省エネルギー施策	(34.00)	()
ア) 類似業務の経験	13.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	
オ) その他学位、資格等	5.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	
(2) 業務従事者の経験・能力: ES&L促進	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

パキスタン（以下、「パ国」という。）では、近年深刻な電力需給ギャップが生じており、2015年／2016年度におけるピーク時電力需要は24,757 MWに対して、稼働発電設備容量が18,826 MWに留まり、供給力が24 %不足している状況である。かかる需給ギャップにより、地域によっては計画停電が長時間発生している。

かかる状況下、パ国では発電、送電、配電等の電力開発により電力供給力の強化に加え、需要サイドでも電力消費量を削減すべく省エネルギー（以下、省エネ）の取り組みが不可欠とされており、ADBによれば、2008年から2019年にかけてエネルギー消費量の15.4 %が削減可能と試算されている。

このような中、パ国政府は電力セクター改革を促すことを目的とし、JICA、世界銀行、ADBに対し、プログラム・ローンによる支援を要請した。これを受け、2012年～2017年にかけて「電力セクター改革プログラム (I) (II) (III) ¹⁾」が実施された。同プログラムでは、「電力料金設定と補助金の削減」、「発電コストの縮小」、「説明責任と透明性」という3本の柱と10の改革項目から成る政策マトリックスが作成されており、「発電コストの縮小」において、需要側のエネルギー効率の改善と省エネ推進が改革項目として掲げられていた。

JICAは、上記政策マトリックスに基づく技術支援の一環として、2014年から2015年にかけて有償勘定技術支援「パキスタン国省エネルギー制度構築支援」を実施し、最低エネルギー消費効率基準（Minimum Energy Performance Standards：以下、MEPS）及びラベリング制度（以下両者をまとめて、Energy Standards & Labeling：ES&Lという）の作成を支援した。具体的な成果として、ファン、コンパクト型蛍光灯、モータの3製品のES&L及びMEPSに適合しない機器の段階的排除のための展望（啓発やモニタリング・評価に関する施策を実施予定）を記したロードマップ（以下、ロードマップ）が策定された。さらに、後継案件として2015年から2016年にかけて有償勘定技術支援「パキスタン国省エネルギー普及促進」を実施し、ES&Lの運用強化にあたって必要となる免税や補助金等の各種支援策、インセンティブ策について、具体的な検討・助言を行った。

これらの動きと並行し、パ国政府は需要側のエネルギー効率改善と省エネ推進を実施していくことを目的に、省エネルギー法（National Energy Efficiency and Conservation Act 2016；以下、省エネ法）を2016年7月に策定・公布している。同法により、国家省エネルギーセンター（National Energy Conservation Center）が国家省エネルギー機関（National Energy Efficiency and Conservation Authority；以下、NEECA）へと再編され、国家省エネルギー政策案もしくは改定案の作成やその実施・運用までひろく権限を得るに至った。他方、現在少数の人員で運営されていることから、今後、組織としての体制強化、人材育成が喫緊の課題となっている。

かかる状況下、パ国政府は省エネ法を推進すべく、NEECAの体制強化・人材育成を通じたES&Lの普及促進に向けた「省エネルギー基準及びラベリング制度にかかる戦略策定・推進プロジェクト」（以下、本プロジェクト）に関する技術協力を我が国に要請した。

¹⁾ JICA、世界銀行はI、IIのみを支援、ADBはIII期まで支援を実施した。

JICAは本プロジェクトの妥当性を確認し、協力内容を検討するために2017年4月に詳細計画策定調査を実施し、プロジェクトの枠組みについてパキスタン政府と合意した。同調査結果を踏まえ、JICAとパキスタン政府間で2017年8月に技術協力プロジェクトとして討議議事録（Record of Discussion；以下、R/D）の署名を行った。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標

ES&Lの導入により、対象製品のエネルギー消費量が減少する。

(2) プロジェクト目標

非効率製品が省エネルギーとラベリング制度の適切な実施によって効果かつ段階的に排除される。

(3) 期待される成果

成果1：ES&L義務化にかかる関係機関の合意が形成される。

成果2：ES&Lのための啓蒙・普及活動が強化される。

(4) 活動の概要

成果1に対する活動

1-1 ベースライン調査を実施する。

1-2 ES&Lを推進するためにビジョンを策定する。

1-3 ES&Lを推進するために戦略を策定する。

1-4 ES&Lを推進するために各関係機関（NEECA、州政府、標準品質管理庁（以下、PSQCA）、科学工学研究委員会（以下、PCSIR）等のアクションプランを策定する。

1-5 対象製品のES&L義務化を推進する。

1-5-1 ES&L義務化に向けて対象製品の選定を行う。

1-5-2 ES&L義務化にかかる各関係機関の役割と具体的な活動計画を検討する。

1-5-3 ES&L義務化にかかる細則（案）を策定する。

1-5-4 パキスタン省エネ理事会（以下、PEECB）を含む規制の承認及び公布に向けて関係機関の合意形成に向けた調整を行う。

1-5-5 パキスタン政府による規制の承認及び公布が行われる。

1-5-6 ES&L義務化された対象製品に対する広報活動を行う。

1-5-7 ES&L義務化にかかる一連の活動を踏まえた教訓の分析を行う。

1-6 上記活動に関連する本邦研修、必要に応じて第三国研修を通じた人材育成の実施を行う。

成果2に対する活動

2-1 一般消費者向けに啓蒙・普及活動を実施する。

2-2 小売店向けに啓蒙・普及活動を実施する。

2-3 業界団体向けに啓蒙・普及活動を実施する。

2-4 上記活動に関連する本邦研修、必要に応じて第三国研修を通じた人材育成の実施を行う。

(5) 対象地域

パキスタン全土。ただし、活動地域はイスラマバード及びラホールが中心となる。また JICA 専門家のプロジェクトサイトへの渡航は、JICA 安全対策措置に従う。

(6) 関係官庁・機関

監督官庁：エネルギー省 (Ministry of Energy)

実施機関：国家省エネルギー機関 (NEECA)

主要関係機関：パキスタン省エネ理事会 (PEECB)、標準品質管理庁 (PSQCA)、
科学工学研究委員会 (PCSIR)、パンジャブ州省エネルギー局 (PEECA)、
工業生産省 (MOIP)

(7) 協力期間

プロジェクト期間は、2019年2月～2022年2月を予定 (計36ヶ月)。

(ES&L 義務化への承認期間を含む)

3. 業務の目的

「省エネルギー基準及びラベリング制度にかかる戦略策定・推進プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務 (活動) を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標の達成に貢献する。

4. 業務の範囲

本業務は、2017年8月30日に JICA がパキスタン政府と締結した R/D に基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本技術協力の特色と留意点

本プロジェクトは、家電等の非効率製品を段階的に排除していくため、ES&L の制度改善に向けた助言・提案に加え、ES&L の義務化に向けた関係者間の合意形成と条件整備の道筋をつけ、最終的に対象製品の ES&L 義務化を目指すものである。そのため、まずは ES&L の義務化による省エネの効果・インパクトを定量的かつ明確に示していくためのベースライン調査を実施し、関係者間の合意形成に向けた共通理解醸成を促進していく必要がある。

また、ES&L の位置づけ、目標とその推進にあたって関係機関の基本的な役割を示すビジョン、戦略 (ロードマップ含む)、アクションプランを実施機関と協働で作成する。ビジョン策定にあたっては、当該分野にかかる全体俯瞰の活動を把握し、本件における省エネ活動の目標 (定量的、定性的) と理念を示すこと。戦略策定については、どのようにしてビジョンを

達成するかの全体方針とタイムラインを示し、アクションプランについてはES&L義務化に向けて各関係機関が行うべき具体的な活動と定量的目標を示す。

ES&L義務化に向けた具体的な取り組みについて、6.業務の内容(7)に記載されているが、民生部門のエネルギー基準にかかる制度や規制に関連して、2016年に公布された省エネ法は大枠のみ設定されており、規制や細則の設定が行われていない。したがって、パキスタン国の省エネ法に基づくES&L義務化の具体的な運用や対象製品に対する細則策定の支援を行う。

上記業務に並行して、ES&L普及促進のため、日本の知見に基づく効果的かつ戦略的な省エネ啓蒙・広報活動を製造会社、小売店、消費者等に対してセミナー、展示会、ワークショップの開催等を通じて支援する。

なお、プロジェクト期間については、ES&L義務化への承認は時間を要することが想定されるため、承認期間6か月程度をプロジェクト期間に含み、全プロジェクト期間は3年とする。したがって、パキスタン政府による対象製品のES&L義務化承認のプロセスにかかるモニタリング及び側面支援も本受注コンサルタント(以下、コンサルタント)の業務に含まれることに留意すること。

(2) ES&L義務化の対象製品の選定について

本プロジェクトにおけるES&L義務化の対象製品(以下、対象製品)については、国内産業界との合意形成の難易度や検査設備の整備状況を踏まえ、冷蔵庫(大型冷凍庫含む)、エアコンとすることをNEECAと確認している。他方、義務化の対象製品(以下、対象製品)に関しては、本プロジェクト開始時に条件・環境(試験設備の整備状況)の変化に鑑みて双方で最終確認を行うこととなっている。対象製品の最終確認や変更、追加にあたっては、以下の基本条件を踏まえ十分に検討するとともに、NEECAとの最終合意にあたっては事前にJICA担当部によく相談すること。

- ① 当該製品に関するMEPSの整備状況
- ② パキスタン国内の公的検査機関における検査設備の整備状況
- ③ 諸外国の公的検査機関等との相互認証の可能性
- ④ 国内メーカーの数
- ⑤ メーカーあるいは輸入業者のES&L義務化に係る合意形成の状況
- ⑥ ES&L義務化により期待される省エネ効果

(3) 対象製品の認証・検査にかかる支援の可能性について

R/D締結後、NECCAから新たな支援項目として、対象製品である冷蔵庫とエアコンについて、ベンチマークであるMEPSの策定・改訂への助言/支援ならびに、冷蔵庫についてはPCSIRが実施するES&Lにかかる試験内容への助言、エアコンについてはパンジャブ州省エネルギー局(以下、PEECA)が調達中の試験設備を活用したES&Lにかかる試験内容への助言が要請された。これらは「6.業務の内容(7)3)」に関連する項目であるが、試験設備の運用や試験内容について、ES&L義務化との関係でどの程度の支援が必要かについてはパキスタン側関係機関(NECCA、PCSIR、PEECA等)との協議を通じて慎重に精査する必要がある。したがって、本プロジェクト開始時にJICA、コンサルタント、パキスタン側関係者で協議し、具体的なTOR及び業務量を決定することとする。その後、必要に応じて契約変更を

行い、必要な分野のコンサルタントを追加投入する可能性がある。現時点では「冷蔵庫機能検査・認証」、「エアコン機能検査・認証」などの分野の追加投入が想定される。コンサルタントは、上記協議に主体的に参画するとともに、契約変更の根拠として JICA がパキスタン側と署名・交換する議事録 (MM) の作成に協力すること。加えて、必要に応じてその後の契約変更手続き (追加分野のコンサルタントの確保含む) を JICA 担当部の指示の下で進めること。

(4) 関係者間の合意形成について

対象製品の ES&L 義務化の推進にあたっては、NEECA がコンサルタントの支援を得つつ主体的に多くの関係機関と調整を図る必要がある。具体的には省エネに関する法規制の最高意思決定機関である PEECB、ラベリング認証機関である PSQCA や検査機関である PCSIR、州政府としては最も先進的な取り組みを行っているパンジャブ州省エネ担当局、産業界 (監督官庁である工業生産省含む) を含む関係者間の合意の形成が決定的に重要である。特に産業界から義務化に対する反発の声が上がる可能性があることから、業界団体などと連携し、よく調整を図る必要がある。コンサルタントはこの趣旨を踏まえ、NEECA と緊密に連携し、対象製品の義務化にかかる関係機関の合意形成にかかる調整を行うこと。

(5) 都市部及び地方部の平均世帯における対象製品の電力消費量推計の実施

「6. 業務の内容 (7) 1) g) 都市部及び地方部の平均世帯における電力消費量推計 (対象製品)」は、対象製品の (国全体としての) 電力負荷の大きさの推定と高効率機器に置き換わった時の省エネ効果の推定を行うために実施するものである。

これにはパキスタン統計局による「Household Integrated Economic Survey (HIES) 2015-2016」(以下、HIES) を活用することが望ましい。この調査は一般家庭の消費実態を、世帯の規模、経済力、地域別に幅広く調査しており、そこから電力消費の実態を一定程度分析可能と考えられる。ただし、パ国のほとんどの電力 (約 85%) はパンジャブ州の都市部と地方部、シンド州の都市部で消費されていることから、効率的に調査を行う観点から 3 地域を中心とした調査により推計を行うことが望ましい。具体的には HIES による一人あたりの消費支出における 5 つのカテゴリーによる 5 つの経済グループのデータをベースに、その他関係機関が公開しているエネルギー関連統計資料をうまく組み合わせ分析し、冷蔵庫、エアコンを保有するグループ/世帯数の大まかな推計を行う。加えて、上記 3 地域の中で冷蔵庫、エアコンを保有すると考えられる対象グループに対してアンケート及び実測を組み合わせた標本調査 (無作為抽出による信頼度 90% 以上、誤差範囲 10% 程度を目安) を行い、対象製品の電力使用量を分析する。取得する実測データは、①対象製品の消費量、②電力メーター直後の総電力消費量とする。これらの結果を元に、季節変化にも留意し、都市部及び地方部の平均世帯における対象製品の電力消費量を推計する。

なお、調査にあたっては、現地の対象世帯に測定用機器を設置する観点から現地コンサルタントへの再委託を行うことが効率的と考えられる。加えて、測定用に必要な機器も費用対効果の観点からできるだけ現地で入手できるものを使用すること。

上記を踏まえ、コンサルタントは、効率的かつ効果的な手法、具体的なアプローチをプロポーザルにて提案すること。上記に記載の基本的な手順についても、より適切な方法があれ

ばプロポーザルで提案することを可とする。本調査に必要な経費（現地コンサルタントへの再委託、測定用機材等）は暫定的に120世帯を対象とすることを前提に積算を行うこと²。

(6) 広報活動

本プロジェクトにおける広報活動に関しては、プロジェクトの意義、活動内容とその成果について、C/P側及び他ドナー等に広く理解してもらえよう、多様な機会をとらえ、わかりやすく効果的な情報発信を行う。本プロジェクト活動の様子をとらえた写真、映像を定期的に撮影するとともに、成果2の啓蒙・普及活動の一環として広報効果に留意した映像資料（5分程度、英語版とウルドゥ語版の制作を想定）を作成する。映像資料作成業務については、現地再委託を認める。

(7) 本邦研修

本プロジェクトにおいては、本邦研修（2019年度・8名程度・1週間）を予定しており、対象者は実施機関であるNEECAの職員に加え、ES&L義務化に向けた関係機関の合意形成及び条件整備の道筋をつけるためPSQCA、PCSIR、パンジャブ州担当局等の関係機関の職員も本研修の対象とする。本邦研修においては、日本の省エネ政策・制度設計（省エネラベル含む）、各関係機関の役割と合意形成プロセス、省エネ啓蒙・普及、最先端省エネ技術及びシステムと技術普及にかかる行政の取り組み等の紹介（視察含む）を想定している。本プロジェクトにおいて必要と考えられる研修分野、研修内容、実施時期、さらには受入先（現時点での内諾取り付けは不要）が想定されていれば、プロポーザルで提案すること。

なお、本業務の中で、受入業務、監理業務、実施業務のうち、コンサルタントは実施業務を行う。当該業務に係る経費に関しては、「コンサルタント等契約における研修・招へいガイドライン（2017年6月）」を参照のうえ、実施業務に係る部分について積算を行うこと。

(8) モニタリング

プロジェクト実施にあたっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めたモニタリングシート（様式はJICAが指定。配布資料参照）を基に日常的な事業モニタリングを行うこととする。具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況（上位目標への達成見込み含む）、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素、がある。コンサルタントは半年ごとに、合同調整委員会（Joint Coordination Committee: JCC）等での議論も踏まえながらC/P機関と共同でモニタリングシートを作成し、JICAパキスタン事務所に提出すること。

(9) 他ドナーとの連携

世界銀行、アジア開発銀行、米国国際開発庁等の様々なドナーが省エネ分野への支援を行っており、円滑なプロジェクトの推進を実施するために本プロジェクト内容が他ドナーとの支援重複を避けることの重要性を双方確認している。本プロジェクト開始後、NEECA

² 提案として仮に150世帯を対象とすることは妨げるものではない。他方で、見積もりの積算としては暫定的に120世帯を想定するという趣旨。

は省エネ分野で活動するドナーとの調整会議を定期的を開催する意向であることから、コンサルタントは JICA の指示の下、必要に応じて参加し、プロジェクト内容にかかる発表、意見交換を行うこと。

6. 業務の内容

本業務では以下の活動を実施する。想定される業務の工程は、R/D に添付された PO を目安とするが³、より適切な工程がある場合は、その理由とともにプロポーザルで提案すること。また、コンサルタントの知見、経験、過去の実績に基づき、より具体的なアプローチを可能な範囲でプロポーザルにて提案すること。

(1) ワークプラン（全体計画）およびモニタリングシートの作成

本指示書配布資料及びその他入手可能な資料情報を整理し、本業務実施に係る基本方針、実施方法、実施体制等を記載したワークプラン（案）を作成し、現地業務開始前までに JICA の承認を得る。

現地での業務開始後、ワークプラン（案）を C/P と協議し、最終化したものを M/M にて先方と確認すること。

(2) 各現地渡航前後の JICA との協議

コンサルタントは、各次の現地渡航に際し、渡航前の対処方針確認、渡航後の活動結果報告を JICA と行う。その際、対処方針/現地活動報告を簡潔に記載した資料を準備する。

(3) 合同調整委員会（JCC）の開催及び合意形成

JCC の設置と運営、開催に係る支援を行う。なお、原則年 1 回の開催とする。第 1 年時については本プロジェクト開始後 6 ヶ月以内に開催する。コンサルタントは、本委員会を活用し、本プロジェクトに係る情報・進捗共有ならびに共通理解・合意形成が適切に行われるよう十分留意すること。

コンサルタントは上記 JCC を中心として、本業務に係る情報・進捗共有ならびに共通理解・合意形成が適切に行われるよう十分留意すること。そのためのツールとして、業務遂行上常用なアジェンダについて関係者と議論の上イシュー毎にディスカッションペーパーの形で整理し、実務レベル、幹部レベルを含め丁寧に合意形成していくこと。それらを取りまとめ、かつ次回以降の業務に向けた課題や先方への依頼事項などを整理した英文ペーパーを現地業務終了時ごとに現地関係者に共有すること。また、JCC 等、主要な会議の結果については、議事録（M/M）にて先方と確認すること。

(4) プロGRESS・レポートの作成

業務の進捗状況を確認するためのプロジェクト業務進捗報告書を作成する。和文報告書については、英文報告書に必ずしも記載できないが日本側として共有すべきプロジェクト実施

運営上の課題・工夫・教訓等があれば記載する。なお同報告書内容は、別途作成するモニタリングシートの内容とも整合を図る。

(5) 業務完了報告書の作成

契約終了時において、当該時期までのプロジェクト活用内容を業務完了報告書として取りまとめる。上記（４）同様、別途作成するモニタリングシートの内容とも整合を図る。

(6) 広報活動

業務実施にあたっては、プロジェクトの意義、活動内容とその成果について、パキスタン国及び日本側、他ドナー等に広く理解してもらえるよう、多様な機会を捉え、効果的な広報に努める。また、本件広報に係る各種施策につき提案し、JICAの広報活動に協力する。プロジェクトの現地における活動の状況は、定期的に写真と映像に残すこと。

(7) 成果１に係る業務内容

- 1) ES&L 義務化推進に向けて、パキスタンのエネルギー概況および ES&L にかかる以下の項目を網羅したベースライン調査を実施機関と協働で実施する。
 - a) 一次エネルギー概況の分析
 - b) 最終エネルギー消費状況の分析
 - c) 部門別省エネ余地の推計（産業、商業、家庭、建築、運輸等）
 - d) 部門別省エネ施策と取組状況の分析
 - e) 今後取りうるべき効果的な省エネ施策に係る分析
 - f) 電力需給と電力消費の概況の分析
 - g) ES&L 義務化にかかる対象製品（以下、対象製品）の絞り込み
 - h) 都市部及び地方部の平均世帯の対象製品の電力消費量推計
 - i) ES&L に係る制度的及び技術的課題
 - j) 対象製品の ES&L 義務化効果の推定（指標の設定）
- 2) 上記 1) の結果も踏まえつつ、対象製品の ES&L 推進において、どの程度の省エネ目標を達成するかを示し、その取り組みにあたっての関係機関の基本的な役割を示すためのビジョンを策定する。策定にあたっては、「5.（４）」記載の留意事項を踏まえ、実施機関と関係機関との協議・調整を側面支援する。
- 3) 対象製品の ES&L の促進に向けて、以下の各項目についての戦略を策定する。策定にあたっては、「5.（４）」記載の留意事項を踏まえ、実施機関と関係機関との協議・調整を側面支援する。
 - ・対象製品の市場モニタリングの枠組み
 - ・税関におけるエネルギー効率基準を満たさない粗悪品の対策
 - ・輸入品対策（相互認証）
 - ・機器性能が適正に測定・評価されるために必要な MEPS 基準の策定・改訂
 - ・MEPS 基準に連動した省エネラベル制度の Star rating 基準の策定・改訂

³ 事業開始時期が変更となっているため、P0 についてはあくまで各業務の業務期間や順序の目安とする。

- ・ ES&L 義務化に向けたロードマップ改訂
 - ・ ES&L 推進施策として、補助金及び省エネ促進税制等のインセンティブ策の検討
 - ・ 断層別の啓蒙・広報活動（業界団体、小売店、一般消費者）
- 4) 対象製品の ES&L の促進に向けて、各関係機関（NEECA、州政府、PSQCA、PCSIR、産業界（監督省庁である工業省（MOI）等）のアクションプランを策定する。策定にあたっては、「5.（4）」記載の留意事項を踏まえ、実施機関と関係機関との協議・調整を側面支援する。
- 5) 対象製品の ES&L 義務化に向けた具体的な取り組みを行う。
- a) ES&L 義務化にかかる関係機関の役割と具体的な運用の検討
 - b) 家電製品のエネルギー消費効率性能の向上に関する法律施行細則（案）の策定
 - c) 上記細則（案）にかかる関係機関の基本的な合意形成
 - d) PEECB での対象製品の ES&L の義務化にかかる新たな規則の承認及び公布（義務化）
 - e) 対象製品の ES&L 義務化にかかる消費者の意識向上

(8) 成果 2 に係る業務内容

以下の啓蒙・普及活動を実施機関と協働で実施する。セミナーや展示会等の会場費については見積もりに含めることを可とする。

- 1) 一般消費者向けの啓蒙・普及活動（新聞、展示会等）をプロジェクト期間中、少なくとも合計 2 回程度実施する。
- 2) 小売店向けの啓蒙・普及活動（セミナー、展示会等）をプロジェクト期間中、少なくとも合計 2 回程度実施する。
- 3) 業界団体・関係機関向けの啓蒙・普及活動（セミナー、ワークショップ等）をプロジェクト期間中、少なくとも合計 4 回程度実施する。

(9) 本邦研修

上記 (7) 及び (8) に関連し、プロジェクト期間中に、省エネに係る理解促進を目的とした本邦研修を計画、実施する。8 名×1 週間程度を想定し、日本の省エネ技術や省エネ普及促進の取り組み等の研修内容を設定する。コンサルタントは、研修の企画立案、カリキュラム及び研修教材の作成を行うとともに研修先との受け入れ調整、受入業務を行い、研修を実施する。研修計画、内容については JICA 担当部並びに JICA 国内機関とも十分調整する。また、コンサルタントは、JICA が実施する派遣手続きに関して必要に応じて側面支援する。研修終了後には、参加者の習得した技術・技能レベルのモニタリングを行い、以降の研修に際しては、実施済みの研修から得られた教訓を活用し内容・運用を改善する。

(10) その他附帯業務（JICA 内勉強会）

資源・エネルギーグループでは、より開発効果の高い協力事業を企画し実施していくため、エネルギー分野における最新課題、政策・技術動向、個別の事業における効果的な取り組み等について、組織的な知見の蓄積を推進している。本プロジェクトにおいては、①パキスタンの省エネルギー政策の動向等、②パキスタンのES&Lについて、コンサルタントは、本プロジェクトにおいて作成する資料を勉強会用に編集して、JICA内勉強会等での発表、ディスカッション等に参加する。なお、想定している内容は、上記①、②、時期は本プロジェクトにおいてそれぞれの情報が整理されるタイミング、勉強会開催等実施に必要なアレンジはJICAが行うこととする。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、業務完了報告書とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

なお、以下に示す部数は、JICA担当部へ提出する部数であり、先方実施機関等との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書（第1年次） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10営業日以内	和文：3部
ワークプラン（最終版）	業務開始から1ヶ月以内	英文：3部
モニタリングシート	業務開始から6か月毎	英文：3部
プロGRESS・レポート	業務開始から1年後及び2年後	和文：3部 英文：3部
業務完了報告書	契約終了時	和文要約：5部 英文：10部 CD-R：5部

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン

a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）

- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) PDM
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項
- イ) モニタリングシート
JICA指定の様式による。
- ウ) プロGRESS・レポート
- エ) 業務完了報告書
 - a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
 - b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
 - c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
 - d) プロジェクト目標の達成度（プロジェクトモニタリング結果の概要等）
 - e) 上位目標の達成に向けての提言

添付資料（和文に添付する資料は英文でも可とする）

- ① PDM（最新版、変遷経緯）
- ② 業務フローチャート
- ③ 詳細活動内容・計画
- ④ 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤ 研修実績
- ⑥ 供与機材・携行機材実績（事業完了報告書の場合は引渡しリストを含む）
- ⑦ JCC 議事録等
- ⑧ その他活動実績

(2) その他提出物

1) 議事録等

先方政府との面談及び各種説明・協議にかかる議事録を作成し、JICAに提出する。また、JICA及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、5日程度のうちにJICAに提出すること。JICAパキスタン事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、少なくとも3営業日前までに配布資料をJICAに提出すること。

2) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、JICAが必要と認め報告を求めたものについて提示する。

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む

月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、JICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ) 活動に関する写真
- ウ) 業務フローチャート

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2019年2月上旬より本業務を開始し2022年2月下旬の終了を予定している。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：29.0MM

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務は、以下に示す分野を担当する業務従事者を想定している。業務内容・業務工程を考慮し、より適切な業務従事者構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／省エネルギー施策（2号）
- 2) ES&L 促進（3号）
- 3) ES&L 啓蒙・広報活動

3. 相手国の実施事項・便宜供与

R/Dにより確認、合意された以下の事項。詳細はR/Dを参照のこと。

- (1) カウンターパートの配置
- (2) 専門家執務スペースの提供

4. 配布資料及び閲覧資料

(1) 参考資料

本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ① パキスタン国 電力セクター改革にかかる情報収集・確認調査報告書（2014年）
- ② 【有償勘定技術支援】「パキスタン国省エネルギー制度構築促進 ファイナルレポート」（2015年）
- ③ 【有償勘定技術支援】「パキスタン国最適電源・送電開発計画策定支援プロジェクトファイナルレポート」（2016年）

(2) 配布資料

本業務に関する以下の資料は、JICA 産業開発・公共政策部資源・エネルギーグループ第一チーム (TEL: 03-5226-6936) にて配布します。

・省エネルギー基準及びラベリング制度普及促進プロジェクト 詳細計画策定調査報告書（2017年5月）

5. 機材の調達

本プロジェクトのベースライン調査の一環として実施される電力消費量推計のために実測用

機材が必要な場合は、現地または国内で調達すること。これに係る手続きは、受注者が行う。また、これらについては、プロジェクト終了後も相手国機関が使用できるように譲渡する予定なので、利用者登録の変更等の必要な手続きは、受注者が行うこと。なお、機材の仕様については、事前に JICA の承認を得ること。

現地業務に際して本邦から携行する受注者所有の資機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

また、その他業務遂行上調達が必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

6. 現地再委託及び国内再委託

以下の業務に関する現地再委託を認める。その他現地再委託を実施することが適切と考えられる業務について、当該業務について必要と判断する理由、並びに現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を予定している現地業者の候補並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、具体的な提案を行うこと。

- ・ 電力消費量推計調査
- ・ 広報映像資料

なお、現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzw94-att/ent_201704_guide.pdf) に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 安全管理

1) パキスタン国内ではしばしばテロ対策として携帯電話サービスが停止することから、有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線 LAN 接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地に購入可能）等を用意すること。また、必要経費を見積書に計上すること。

2) 現地での業務実施に当たっては在パキスタン日本国大使館（必要に応じて、在カラチ日本国総領事館）、JICA パキスタン事務所と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密に取る。また、パキスタン国内での安全対策については JICA パキスタン事務所安全班の指示に従うこと。

3) 宿舎については JICA の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては JICA パキスタン事務所の指示に従い、必要な措置を講じなければならない。

4) カラチ市内で活動を行う際は、以下の安全対策を講じることになっているため、必要経費

を見積書に計上すること。なお、本措置に係る経費は別見積とする。

(ア) セキュリティ会社からの武装警護を雇用し、車両に同乗させる。

(イ) 使用する車両はすべてランドクルーザータイプのものとする。

5) 現地作業中における安全管理体制は日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

6) カラチ市内における宿泊については、安全上の理由から原則当機構が指定する宿泊施設を利用することとする。宿泊料の積算にあたっては、1泊当たりの単価を17,300円として見積もること。

7) 現地の治安状況は流動的であり、安全管理上の理由から、渡航制限等を行われることがある。急な変更が生じる場合は、JICAと相談の上、現地業務期間の調整を行うこと。

8. 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

9. 適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している

以上

